

事務局説明

令和2年12月16日（水）教育委員会

目 次

- 1 本日の会議の位置付け
- 2 本日で協議いただきたいこと
- 3 **教育大綱（案）の最終確認について**
 - ・ 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果
- 4 **次年度の協議事項について**
 - ・ 施策に関する協議の経過
 - ・ 次年度の協議事項の見通し（案）
- 5 **今後の成果検証について**
 - ・ 検証のプロセス
- 6 参考資料

1 本日の会議の位置付け

- これまでの協議を踏まえ、**大綱（案）の最終確認**、**次年度の協議**に向けた**整理**を実施。

●今年度の会議の進め方



2 本日も協議いただきたいこと

- 本日は、主に以下2点の事項について、ご協議いただきたい。

① 教育大綱（案）の 最終確認 について

② 次年度の 協議事項 及び 今後 の 成果検証 について

3 教育大綱（案）の最終確認について

3 教育大綱（案）の最終確認について

3-1 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果（実施概要）

- 第3回までの協議を踏まえて作成した**素案**により、**パブリックコメント手続**を実施。

●実施概要

項 目	内 容
募集期間	令和2年10月15日(木)～11月16日(月)
掲載 閲覧・配布 周知	【掲載】 市ホームページ、広報紙、公式フェイスブック 【閲覧・配布】 教育政策課窓口、市政情報コーナー、各事務所、 コミュニティセンター、市民活動交流センター（ぎふメディアコスモス） 【周知】 全市立小中学校・特別支援学校、岐阜市PTA連合会、 岐阜市子ども会育成連合会、岐阜市青少年育成支援会議
意見提出数	13通(44件)

3-2 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果（基本方針）

●大綱（案）「基本方針」に関する、いただいたご意見と岐阜市の考え方【抜粋】

●基本方針

いただいたご意見	岐阜市の考え方
一人ひとは社会的存在であり、生物学的存在ではないので、「生命の尊厳」より「 <u>個人の尊厳</u> 」「 <u>個人や人格の尊厳</u> 」「 <u>一人ひとりの尊厳</u> 」としたほうが、より教育的ではないか。	本大綱における「生命の尊厳」とは、生物学的な意味合いではなく、私たち一人ひとりが自らの意志で 唯一無二の人生を生きるかけがえのない存在 であること、そして、そのことへの理解を深めることによって、 自らと他者、いずれも価値ある大切な存在 として認めることができるようになるとの趣旨です。
「自らの責任のもとで行う選択と行動」とあるが、「 <u>自らの意思に基づく選択と行動</u> 」としてはどうか。子どもは権利主体であるが、大人を含めた個人の「責任」とは峻別する必要があるとともに、 <u>教育に関わる公的文書で、個人の責任に言及するのは次元が違う</u> 。また、それ以降に「自由の相互承認」の考え方が必要等とあるが、 <u>自由を基調とする考え方との整合性を担保したい</u> 。	本大綱における「自由」とは、「 自分が生きたいように生きる 」という趣旨です。そして、「自由」を「自分勝手」や「好き勝手」などと誤解されることがないように、「 自らの責任のもとで行う選択と行動 」としています。
基本方針に、岐阜市の教育で大切にしたいことが表現されている。「自由の相互承認の感度を高める」という言葉は、様々な事柄について多様性を受けとめていくことが求められる社会で今後一層重要になるキーワードだと思う。	基本方針に、「 一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う 」ことを掲げ、「 自由の相互承認の感度を高める 」ことを 本市の教育の基軸 としながら、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちが、自らの才能を開花させ、 幸せな未来をつくり出すための力を培う教育を推進 してまいります。

3-3 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果（子ども）

●「目指す子どもの姿」に関する、いただいたご意見と岐阜市の考え方【抜粋】

●目指す子どもの姿

いただいたご意見	岐阜市の考え方
「すべての子どもが安全・安心な環境の中で」について、「<u>科学、文化溢れ、安全安心な環境の中で</u>」としてはどうか。子どもの自己探求と同時に<u>教養を高める教育が必要である</u>。	本市は、子どもたちが意欲的に学びに向かうことができるよう、まずは、安全・安心な教育環境を整えることが大切であると考えております。
子どもたちに接する中で、要因は様々であるが、自己肯定感の低い生徒が多いと感じる。それを高めていくためには、<u>仲間とのかかわり、自己決定、承認がキーワードである</u>と考えるが、これは教育大綱の中の目指す子どもの姿と合致している。	子どもたちが、自らと他者、両者の生命の尊厳を理解し、一人ひとりが価値ある存在として互いに認め合い、自らの選択と行動によって、幸せな未来をつくり出すための力を育む教育を推進してまいります。

3-4 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果（**学校・教職員**）

●「目指す学校・教職員の姿」に関する、いただいたご意見と岐阜市の考え方【抜粋】

●目指す学校・教職員の姿

いただいたご意見	岐阜市の考え方
「学校業務改革の推進」では、<u>具体性に欠ける</u>。「教職員がより深く子どもと向きあうための業務の削減と教職員の増員」と明記すべきである。	「学校業務改革の推進」のための施策について、第4回総合教育会議で、教職員の増員、学校業務の見直しや効率化等、多角的な観点から闊達な協議が行われました。 現在、教育委員会において、会議で出た意見を踏まえながら、令和3年度以降の具体的な施策について検討を進めているところです。
素晴らしい教育大綱だと感動したが、その理想に向けて行政の<u>具体的な改革に繋がるもの</u>でなければいけない。	
子どもと向き合っ<u>て</u>と言うのであれば、様々な子どもに対応できる専門家や人を増やし、その方々と共に、先生方が一人ひとりの子どもに<u>向き合える時間をもっと作らなくては</u>いけない。	
冒頭に「学校に豊かに充足した教職員が、」と入れる。教職員の体制は現在のままで、増員などを考慮しておらず、正面から「<u>制度変更</u>」を捉えていないという問題点がある。	本市では、「教職員サポートプラン」に基づき、様々な人的・物的なサポートを通じて学校を支援しておりますが、依然として教員の勤務実態は深刻です。その改善に向けては、教職員定数等を定めた、いわゆる義務標準法を改正し、学級数ではなく、児童生徒数に応じて教職員を配置すること等が必要と考えており、今後も引き続き、国、県に対して要望していきます。

3-5 教育大綱（素案）のパブリックコメント結果（**家庭・地域**）

●「目指す家庭・地域の姿」に関する、いただいたご意見と岐阜市の考え方【抜粋】

●目指す家庭・地域の姿

いただいたご意見	岐阜市の考え方
「子どもを教育するのは、学校・教職員の仕事だ」と思い込み、親として子どもの教育に務めない人たちもいることが、教職員のストレスやいじめの原因になると思う。	
地域住民の努めとしては、近所の子どもを単に褒めることに終始するのではなく、<u>自分の子に接するように子どもの成長を見守るスタンスが必要である</u>。この点については、「教育における家庭・地域の役割と責任に対する意識の向上」と表現しているが、<u>具体的にどのように行うのか、市民が注目するところである</u>。	子どもたちの教育は、学校だけではなく、学校と家庭・地域が適切に役割を分担しながら、互いに連携して取り組むことが必要です。 保護者や地域の方々に対し、様々な機会や方法を活用し、教育へ主体的に関わっていただけるよう働きかけるなど、家庭・地域との連携、協力を積極的に取り組んでまいります。
地域との連携を持続可能にするためには、<u>転勤のある先生ではなく、そこに住み続ける地域の者がもっと主体的になっていかなければならない</u>。	

4 次年度の協議事項について

4 次年度の協議事項について

4-1 施策に関する協議の経過（子ども）

- 生命の尊厳への理解を深める学びを重点実施。探究的な学びの充実を継続して協議。

目指す 子どもの姿		全ての子どもが安全・安心な環境の中で、他者との協働・信頼を通し、 自己を認識し、自らの選択と行動によって幸せな未来をつくり出せる力を育む	
	R2年度		R3年度
生命の尊厳	生命の尊厳への理解を 深める学びの検討	→ 実施	・ いじめについて子どもたち自身が考え、向き合う取組の推進（条例の周知、生徒会活動等） ・ 各科目や総合的な学習の時間など、全ての学びの場に「生命の尊厳への理解」を位置付け、体系的に指導を実施 ・ さらに、ライフスキルを習得するためのカリキュラムを新たに編成、実施
探究的な学び	探究的な学びの充実に向けた施策の検討	→ 実施 協議	・ タブレットとアゴラの活用と、各校の特色を生かした探究カリキュラムを実践 ・ 探究的な学びの更なる充実に向けた、カリキュラムの改善、地域・民間企業等の参画
学校形態 学びの多様化	学校形態・学び方の 多様化について検討	→ 実施	・ 小中一貫校や草潤中学校での実践、義務教育学校などの検討も含めて、多様な学校形態・学びのあり方について検討していく

4-2 施策に関する協議の経過（学校・教職員）

- 学校業務改革の更なる推進のため、学校共通課題の解決を中心に協議。

目指す 学校・教職員の姿		教職員が高い専門性を発揮しつつ、チームとして子どもと向き合い続け、子どもも教職員もいきいきとチャレンジできる信頼感に支えられた温かい対話と空間のある学校をつくる	
		R2年度	R3年度
学校の 業務改革	特に学校現場における 業務改革推進を検討	→	実施 ・ 学校現場のDX推進（タブレットによる業務効率化） ・ 学校の健康診断（多忙の分析・改善サイクル実施） ・ 既存事業・業務の見直し（土曜授業の見直し等 廃止/縮小）
			協議 ・ 学校共通課題の解決（部活動、土曜授業、学校以外で担うべき業務の整理） ・ 人的配置の充実（チーム学校の充実） ・ 学校業務のDXの更なる推進（システム化推進）
教職員の 人材育成	資質・能力向上に 資する研修の検討	→	実施 ・ 研修の充実 ※積極的にオンライン形式で実施（学校マネジメント・認知行動療法・ICT活用 等）
			協議 ・ 研修の更なる充実（生命の尊厳・探究的な学びを支える資質・能力向上 等）
教育委員会の 機能強化	学校を支援する体制 の強化を検討	→	実施 ・ 教育委員会の組織再編を実施 ▶ 学校指導課の機能を分化 ▶ 課を跨ぐ学校支援業務の集約・一元化

4-3 施策に関する協議の経過（家庭・地域）

●コミュニティ・スクールの深化及びサードプレイスの充実を、継続して協議。

目指す 家庭・地域の姿		保護者や地域住民がコミュニティ・スクールなどの多様な地域資源を活かし、 大人も子どもも学び・語り・支え合う、持続可能な教育のまちを創造する	
	R2年度		R3年度
家庭・地域の 役割と責任	役割と責任に対する 意識向上について検討	→ 実施	- いじめから子どもを守る、条例の責務・役割の徹底 - 家庭教育学級の充実（大綱の理念周知） - 各種団体による啓発活動の充実 - 意識共有のもと、活動を共同実施・開催
コミュニティ・スクール の深化	活動における課題の 解決策の検討	→ 実施 協議	- CSの改革を推進する総括コーディネーターを配置 - 各校コーディネーターのスキルアップ講座を実施 - 活動を支える、シニアや卒業生等の人材確保 - まちづくり協議会との連携、活動の一体化
サードプレイス の充実	サードプレイスの 機能・役割の検討	→ 実施 協議	- 青少年会館をサードプレイスと位置付け、 探究的な学びや居場所としての機能を充実 - 組織横断的なサードプレイス機能の充実 （質・量の拡充、関係者の連携ネットワーク構築）
多様な 地域資源	地域資源を生かした 学びの場や機会を検討	→ 実施	家庭・地域の当事者意識の向上や、コミュニティ・スクール、サードプレイスの取組み充実を通して、地域の教育力の基盤を強化

4-4 次年度の協議事項の見通し（案）

●協議に際しては、項目間の**関連性・繋がり**を意識し、**横断的**に協議、議論を深める。

●各項目の推進ロードマップ

		R3年度	R4年度	R5年度
目指す 子どもの姿	探究的な学び	・カリキュラムの改善、研究 ・地域、民間企業等の参画 検討	・モデルカリキュラムの構築、実施 ・地域等との協働推進体制を構築	・モデルの検証成果を全校共有 ・サードプレイスの探究拠点化 検討
目指す 学校・教職員の姿	学校の業務改革	・部活動や土曜授業等のあり方 ・改革の取組に必要な人材 検討 ・学校業務のシステム化 検討	・課題解決の方向性提示 ・システム・ツールの試験導入	・関係者協議、取組モデル 検討 ・システム・ツールの本格導入
	教職員の 人材育成	・研修内容 検討 ※生命の尊厳、探究的な学びを支える資質・能力の向上	・研修フォローアップの仕組み、保護者、地域との共同研修 検討	・人材開発の専門家の知見活用により、研修体系・内容を再構築
目指す 家庭・地域の姿	コミュニティ・スクールの深化	・人材コーディネート機能の強化 ・まちづくり協議会との関係整理	・まちづくり協議会との活動の一体化やモデル的取組み 検討	・モデル校区において、一体的運営・取組みの試験実施
	サードプレイスの充実	・現状課題、必要機能の整理 ・関係者プラットフォーム 検討	・各施設の具体的取組み 検討 ・関係者による連携会議を企画	・サードプレイスの本格稼働 検討 ・プラットフォームの組織化 検討

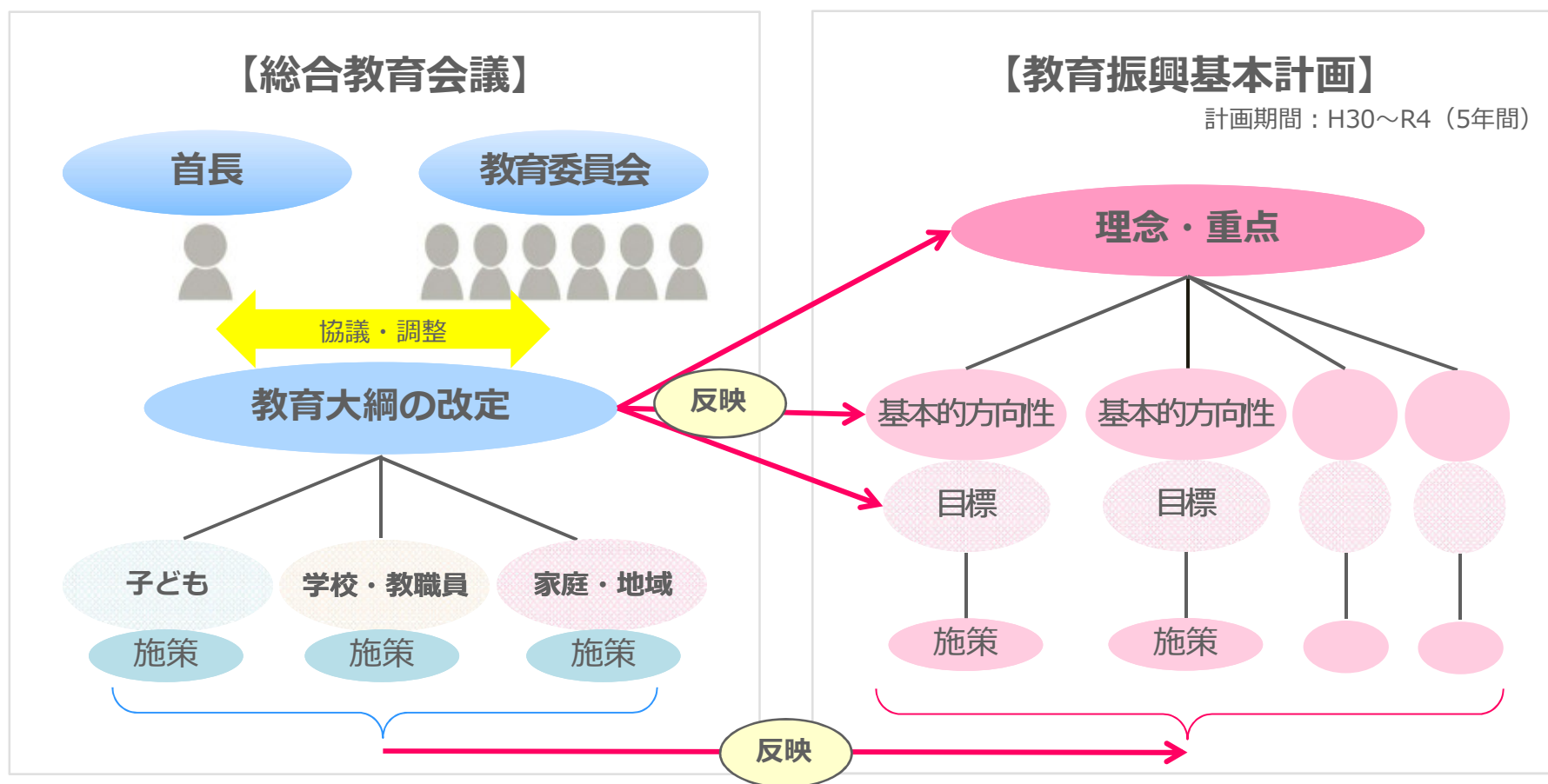
5 今後の成果検証について

5 今後の成果検証について

5-1 成果検証のプロセス（1）

- 総合教育会議で協議された**大綱**や**施策**について、**教育振興基本計画**に**体系的に反映**。

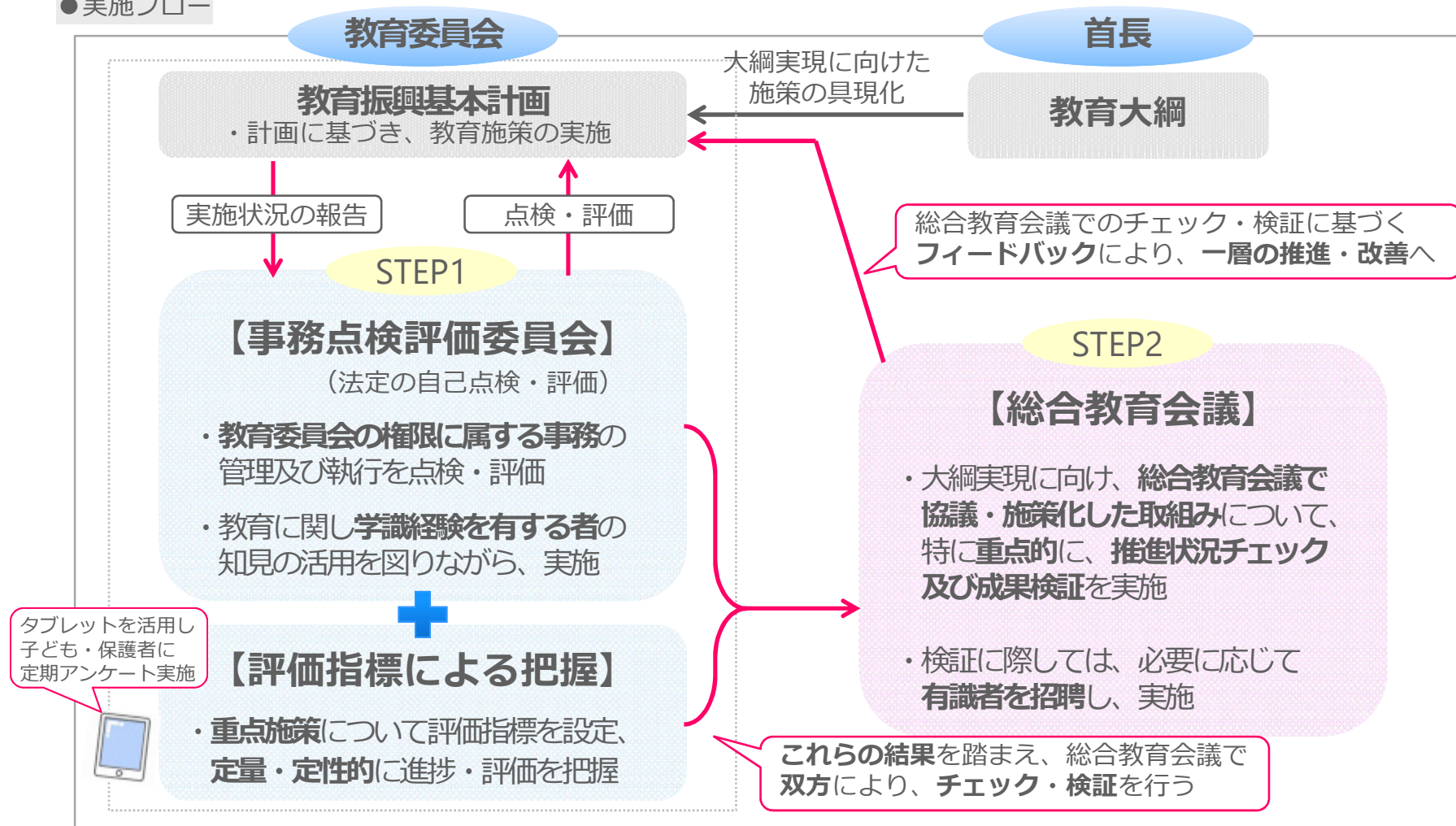
- 大綱と施策の反映について



5-2 成果検証のプロセス（2）

- 教育委員会の事務の点検評価と併せて、総合教育会議でも定期的に成果検証を実施。

●実施フロー



6－1 参考資料（関係法令）

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

○ 教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 参考：「Q&A改正地方教育行政法〈平成26年改正〉」（文部科学省教育行政研究会）

（前略）新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に則して、当該計画を変更することが望ましいと解されます。

6-2 参考資料（教育振興基本計画の策定）

●策定スケジュール（予定）

